

〔別紙2〕

地域における公益的な取組の9分類及び取組例

※①から⑨は、取組分類の番号

<p>① 地域の要支援者に対する相談支援</p> <p>福祉課題に対応するための総合相談窓口、地域子育て家庭の相談支援・子育てサロン、育児相談および居場所づくり等。</p>
<p>② 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援</p> <p>認知症高齢者等SOSメール安心ネット事業、中山間地高齢者の外出・通院・買い物等の送迎支援、交通安全見サポーター活動等。</p>
<p>③ 地域の要支援者に対する権利擁護支援</p> <p>児童虐待防止ネットワーク推進事業、判断能力の不十分な人の財産管理や身上監護を行う法人後見事業等。</p>
<p>④ 地域の要支援者に対する資金や物資の貸し付け・提供</p> <p>緊急的に食料支援を必要とする世帯へのフードバンク事業、緊急一時避難所住居の提供、生活困窮者等へ安価での住宅提供事業等。</p>
<p>⑤ 既存事業の利用料の減額・免除</p> <p>施設利用者で低所得者の介護保険サービス利用料等の軽減、送迎バスの遠距離割引、利用者の昼食代金補助等。</p>
<p>⑥ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動</p> <p>日本語が分からない外国の子のための支援教室、認知症の方やその家族、地域住民等が集い介護の悩み等を語り合う場の提供等。</p>
<p>⑦ 地域住民に対する福祉教育</p> <p>実習生等の受け入れによる福祉人材の育成、地域住民へ介護予防講座・栄養講座、地域の中学校に出向き福祉に関する説明会、保育体験等。</p>
<p>⑧ 地域の関係者とのネットワークづくり</p> <p>地域住民との災害支援体制の構築、避難訓練（救急蘇生訓練等）、法人連携による地域公益活動連絡会、文化祭等の地域交流事業等。</p>
<p>⑨ その他（①から⑧以外の取組）</p> <p>施設周辺の清掃ボランティア、雪かきボランティア、独居高齢者宅へ食料品配付、ファミリー・サポート・センター事業の利用料金助成、介護保険外の家事援助や身体介護を提供支援する事業、自宅入浴困難者への入浴サービス事業・介助送迎、虐待等緊急避難、矯正施設退所者への司法制度にかかる入り口支援、災害時の福祉避難所として登録、未使用部屋等を地域のサークル活動に無料で開放等。</p>

※上記は一例。詳しくは、厚生労働省、全国社会福祉協議会のホームページをご覧ください。